

## 道路愛称名普及検討会議 要綱

### (名 称)

第1条 本会は「道路愛称名普及検討会議」(以下「普及検討会議」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 普及検討会議は、県民に親しまれている道路の愛称について、積極的にその普及を図り、また名称のついていない道路については、広く県民の参加のもとに名称を付けるなどにより、地域と結びついた親しまれる道路となるよう、道路愛称名に関する調整及び検討を行うことを目的とするものである。

### (組 織)

第3条 普及検討会議の構成は、別表-1のとおりとする。

2 普及検討会議に座長を置き、座長は、長野県建設部道路管理課長とする。

### (会 議)

第4条 座長は、普及検討会議を総括し、普及検討会議を招集する。

2 会議の議長は、座長をもってあてる。

3 座長は必要に応じて出席を要請する委員を限定することができる。また、委員以外の出席を求めることができる。

### (所掌事務)

第5条 普及検討会議は道路愛称名に関する次の事務を所掌する。

(1) 道路愛称名の募集

道路愛称名の募集は、全市町村を対象に、毎年1回事務局が行う。

(2) 道路愛称名の調整及び検討

各市町村から応募があった道路愛称名について、普及検討会議を開催し、または関係委員に意見を聴取して調整及び検討を行い、道路愛称名の確認を行う。

(3) 道路愛称名の周知

事務局は確認された道路愛称名について、関係機関へ周知する。

(4) 道路愛称名の普及

道路の通称名を示す標識(119系)及び交差点付近での方面及び方向を示す標識(108系)に確認された道路愛称名を標示し普及に努める。

(5) その他、座長が必要と認めた事項の調整及び検討

### (事務局)

第6条 普及検討会議の事務局は、長野県建設部道路管理課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

